

## ○流山市議会議員政治倫理条例施行規則

平成19年3月30日議会規則第3号

## 改正

平成29年10月23日議会規則第2号

令和3年3月30日議会規則第1号

令和4年3月28日議会規則第2号

令和7年5月1日議会規則第1号

令和〇年〇月〇日議会規則第〇号

## 流山市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、流山市議会議員政治倫理条例（平成19年流山市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ハラスメントの定義)

**第2条** 条例第3条第1項第7号に規定するハラスメントとは、次に掲げるものをいう。

- (1) パワーハラスメント 職務上の地位、権限又は人間関係などの優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、他の議員、市の職員等の就業環境を害し、又は精神的若しくは身体的な苦痛を与えること。
- (2) セクシュアルハラスメント 他の議員、市の職員等に対する意に反する性的な言動であつて、当該言動に対する対応によりその者に不利益を与え、又は当該言動により就業環境を害すること。
- (3) マタニティハラスメント（妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント） 他の議員、市の職員等に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動、又は妊娠、出産等したことに関する言動により、就業環境を害すること。
- (4) その他のハラスメント 前各号に掲げるもののほか、モラルハラスメント等、他の者が不快に感じる言動又は人権侵害のおそれのある行為。

(宣誓書)

**第3条第2条** 条例第4条に規定する宣誓書は、宣誓書（別記第1号様式）とする。

(納税等状況報告書)

**第4条第3条** 条例第5条第1項に規定する納税等状況報告書は、納税等状況報告書（別記第2号様式）とし、同項に定める税金等の種類は、次に定める税金等（前年度分のものに限る。）とす

る。

- (1) 市民税
- (2) 県民税
- (3) 森林環境税
- (4) 軽自動車税（種別割）
- (5) 固定資産税
- (6) 都市計画税
- (7) 国民健康保険料
- (8) 介護保険料
- (9) 後期高齢者医療保険料
- (10) 水道料金
- (11) 下水道料金

2 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める議員は、任期1年目の議員（連続して当選した者を除く。）とする。

（納税等状況報告書の訂正）

**第5条第4条** 議員は、前条第1項の納税等状況報告書を訂正しようとするときは、納税等状況報告書訂正届（別記第3号様式）により訂正を行うものとする。

（調査請求）

**第6条第5条** 条例第6条の規定により、有権者が調査請求する場合の調査請求書は、調査請求書（別記第4号様式）とし、同条の規定により議員が調査請求する場合の調査請求書は、調査請求申出書（別記第5号様式）とする。

（調査請求書等の送付）

**第7条第6条** 条例第7条第1項の規定により、審査会への調査を市長に依頼するため、調査請求書及び添付書類の写しを市長に送付するときは、調査請求書等送付書（別記第6号様式）を作成して送付するものとする。

（公表）

**第8条第7条** 条例第5条第2項の規定による納税等状況報告書の要旨の公表、条例第9条第3項の規定による議員の協力義務違反の公表及び条例第10条第3項の規定による調査報告書の要旨の公表は、次に掲げる方法のうち議長が定める方法により行うものとする。

- (1) 流山市議会の広報紙への掲載

(2) 流山市議会ホームページへの掲載

(研修の実施回数)

第9条 条例第12条第1項の規定による研修は、議員の改選後速やかに実施するほか、概ね2年に1回程度実施するものとする。

(委任)

第10条第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月23日議会規則第2号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日議会規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日議会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月1日議会規則第1号)

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

附 則 (令和〇年〇月〇日議会規則第〇号)

この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別記

第1号様式（~~第3条第2条~~関係）  
第1号様式（第2条関係）

年 月 日

宣 誓 書

議員氏名

私は、流山市議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準を遵守することを誓います。

第2号様式（第4条第3条関係）  
第2号様式（第3条関係）

年 月 日

流山市議会議長 様

議員氏名

納 税 等 状 況 報 告 書

流山市議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| 税等の種類         | 納付 | 一部納付 | 未納付 | 非該当 |
|---------------|----|------|-----|-----|
| 市民税・県民税・森林環境税 |    |      |     |     |
| 軽自動車税（種別割）    |    |      |     |     |
| 固定資産税・都市計画税   |    |      |     |     |
| 国民健康保険料       |    |      |     |     |
| 介護保険料         |    |      |     |     |
| 後期高齢者医療保険料    |    |      |     |     |
| 水道料金          |    |      |     |     |
| 下水道料金         |    |      |     |     |

納付、一部納付、未納付及び非該当のいずれかに○をしてください。

第3号様式（第5条第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

流山市議会議長 様

議員氏名

納税等状況報告書訂正届

流山市議会議員政治倫理条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり訂正します。

記

| 税等の種類         | 納付 | 一部納付 | 未納付 | 非該当 |
|---------------|----|------|-----|-----|
| 市民税・県民税・森林環境税 |    |      |     |     |
| 軽自動車税（種別割）    |    |      |     |     |
| 固定資産税・都市計画税   |    |      |     |     |
| 国民健康保険料       |    |      |     |     |
| 介護保険料         |    |      |     |     |
| 後期高齢者医療保険料    |    |      |     |     |
| 水道料金          |    |      |     |     |
| 下水道料金         |    |      |     |     |

納付、一部納付、未納付及び非該当のいずれかに○をしてください。

第4号様式（~~第6条第5条~~関係）  
第4号様式（第5条関係）

年 月 日

流山市議会議長 様

（調査請求代表者）

住 所

氏 名

## 調 査 請 求 書

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、下記のとおり調査を請求します。

### 記

- 1 調査請求の対象者
- 2 調査請求の対象となる事由の該当条項
- 3 調査請求の対象となる事由の内容
- 4 調査請求の対象となる事由を証する資料

(2枚目)

## 調 査 請 求 者 署 名 簿

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定により、政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付して、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を請求するため、署名いたします。なお、流山市議会議長が、選挙管理委員会に対し、選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについても同意します。

年 月 日

(調査請求代表者)

住 所

氏 名

(3枚目以降)

| 番号 | 住 所 | 署 名 | 備 考 |
|----|-----|-----|-----|
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |
|    |     |     |     |

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。  
2 署名は、自署すること。  
3 備考欄には、何も記入しないこと。

第5号様式（第6条第5条関係）  
第5号様式（第5条関係）

年 月 日

流山市議会議長 様

調査請求者

議員氏名

〃

〃

〃

〃

〃

〃

## 調 査 請 求 申 出 書

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、下記のとおり調査請求を申し出ます。

## 記

- 1 調査請求の対象議員
- 2 調査請求の対象となる事由の該当条項
- 3 調査請求の対象となる事由の内容
- 4 調査請求の対象となる事由を証する資料

第6号様式（第7条第6条関係）  
第6号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

調 査 請 求 書 等 送 付 書

流山市長 様

流山市議会議員 印

年 月 日に提出のあった調査請求書について、流山市議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定により、次のとおり事案を送付します。

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 調 査 請 求 の 対 象 者                     |  |
| 調 査 請 求 の 対 象 と な る 事 由 の 該 当 条 項   |  |
| 調 査 請 求 の 対 象 と な る 事 由 の 内 容       |  |
| 調 査 請 求 の 対 象 と な る 事 由 を 証 す る 資 料 |  |
| 調 査 請 求 書 の 審 査 状 況                 |  |
| 備 考                                 |  |